

[意見募集要項]

1. 意見募集対象

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（案）

2. 募集期間

平成19年4月19日（木）～平成19年5月18日（金）（17:45締切り）

（郵送の場合は、平成19年5月18日（金）必着とさせていただきます。）

3. 提出方法

[意見提出様式]により、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

- (1) 郵 送 : [意見提出様式]に従って提出してください。
- (2) ファクシミリ : [意見提出様式]に従って提出してください。
- (3) 電子メール : [意見提出様式]の項目に従い、テキスト形式で送付してください。
(添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮願います。)

なお、電話での御意見はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(意見提出様式)

[宛 先] 環境省 水・大気環境局 水環境課排水基準係 あて

[氏 名](職業)(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[年齢及び性別]

[〒・住所]

[電話番号]

[FAX番号]

[意 見]

< 該当箇所 >

(どの部分についての御意見か、該当箇所がわかるように明記してください。)

< 意見内容 >

< 理由 >

(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)

4. 意見提出先

環境省水・大気環境局水環境課排水基準係 あて

郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

ファクシミリの場合 (ファクシミリ番号) 03-3593-1438

電子メールの場合

電子メールアドレス:mizu-kanri@env.go.jp

5. 公表資料の入手方法

インターネットによる閲覧:環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/>)

意見提出先において資料配布

郵送による送付

郵送を希望される方は、390円切手を貼付した返信用封筒(A4の書類が折らずに入るもの。郵便番号・住所・氏名を必ず明記)を同封の上、上記4.意見提出先の「郵送の場合」のあて先まで送付してください。

なお、切手、封筒が同封されていない場合は受付しかねますので、あらかじめ御了承願います。

6. その他・注意事項

御意見は日本語で御提出ください。

電話での意見の御提出は御遠慮願います。

御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。

いただいた御意見については、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き公開される可能性のあることを御承知おきください。(公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えてください。)

企業・団体から意見を提出される場合には、同一の意見を複数の部署から提出されることのないようお願いいたします。